

○財務省告示第百九十二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十五年五月七日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十五年六月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百二十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条  
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）は、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）は、価格競争入札と同時に財務大臣が行われる入札であつて、財務大臣が各国債市

六												五
イ												イ
発												方募
入 価	入 価	・ 別	債 行	争 非	者 特	国 札	札 非	入 価	法 入	札 格	入 決	
札 格	札 格	第 参	市 及	入 札	・ 第 参	債 市	競 争	札 格	法 決	競 行	定 の	
発 競	発 競	Ⅱ 加	場 び	札 格	Ⅰ 加	行 場	入	発 競	法 決	行 争		
行 争	額 行	争 非	者 特	国 発	競 Ⅰ	場 入		行 争				

た 条 特  
利 第 別  
付 一 会  
国 項 計  
債 の に  
に 規 関  
つ 定 す  
い に る  
て 基 法  
、 づ 律  
額 き 第  
面 発 四  
金 行 十  
額 し 六

込 募 各 割 各 当 も 各  
み 限 国 り 申 各 各  
の 度 債 当 込 申 申  
応 額 市 てる みる みる  
募 の 場 てる てる てる  
額 範 特 募 募 募  
を 囲 別 額 を 案  
割 内 参 額 を 分  
り に 加 者 案 分  
当 お 者 分 分  
て いて と の 各  
る 各 申 申 申

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場  
入 場 も 加 、 た 価 国 定 特  
札 特 の 者 財 後 格 債 め 別  
発 別 に 者 務 に 格 争 市 る 参  
行 参 よ る と 大 行 争 入 場 も 加  
「 加 る に 臣 が 入 札 特 の 者  
と 行 発 行 行 札 行 別 参 一 者  
い ・ 行 行 行 入 の 行 加 者  
う 第 一 限 入 札 入 行 者 一 行  
」 Ⅱ 下 額 を 札 の 入 入 者 ・ 第  
」 非 一 額 を 札 の 入 入 者 Ⅰ 行  
」 価 一 額 を 札 の 入 入 者 Ⅰ 行  
」 格 一 額 を 札 の 入 入 者 Ⅰ 行  
」 競 債 額 を 札 の 入 入 者 Ⅰ 行

七 払込金額																																																																																									
二					八					二					八																																																																										
争	非	者	特	国	争	非	者	特	国	札	非	入	価	込	争	非	者	特	国	争	非	者	特	国	札	非	入	価	込																																																												
入	価	・	別	債	入	価	・	別	債	発	競	札	格	金	入	価	・	別	債	入	価	・	別	債	発	競	行	争	入																																																												
札	格	第	参	市	札	格	第	参	市	行	争	入	行	争	札	格	第	参	市	札	格	第	参	市	発	競	行	争	入																																																												
発	競	II	加	場	発	競	I	加	場	場	入	行	争	額	発	競	II	加	場	発	競	I	加	場	場	入	行	争	額																																																												
	万	三								二	二	四	十	二	で	た	条	特		で	た	条	特	で	た	利	第	別	二	千	付	一	会	千	五	国	項	計	百	七	に	規	に	七	十	つ	定	関	十	六	い	に	す	六	億	て	基	る	億	千	、	づ	法	千	百	額	き	律	七	五	面	発	第	百	十	金	行	四	三	二	額	し	十		円	額	し	六	



十四

初期利子

十五

第二期以後の利子

十六

償還金額

十七

元利支

十八

払場所参加者

係る所得税が源泉徴収されるもの口  
 ものとて振替口座簿中の口  
 座に記載又は記録されるもの  
 については、前記(一)の算  
 に、ついで、は、前記(一)の  
 より、算出した金額から、該  
 額に百分の二十・三・五を乗  
 じ、た金額(ただし、三・一五  
 を発行時に、又は、外国債  
 が非居住者又は、外国法人  
 の場合には、前記(一)の算  
 より、算出した金額に、該  
 居住者又は、外国法人が適  
 ける所得税の税率を乗じた金  
 額)を控除することができる。

平成二十五年九月二十日を支  
 払し、次の算式により算出し  
 た金額を支払う。ただし、支  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う(以  
 下、次号及び第十六号におい  
 て規定する期日について同じ)。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日  
 を、支払期とし、各支払期におい  
 て、その日以前六月間に属する  
 利子を、支払う。六月間に属す  
 平成三十五年三月二十日  
 日、本銀行額百円につき百円  
 財務大臣から通知を受けた者

二十  
弘  
込  
期  
日  
平  
成  
二  
十  
五  
年  
五  
月  
七  
日